官

すべき供給輸送力、供給輸送力の削減の方法等について、保有車両数の規模による法人事業者テゴリー毎に車両台数シェアを等しくした基準を設定することや特定地域計画に記載する削減議会としての合意の要件として、保有車両数の規模による法人事業者の区分や個人事業者のカど当該協議会の運営に当たっては、特定地域協議会における特定地域計画の作成に際しての協 ることとすること等により、中小事業者や個人事業者からの意見を適切に反映することが望ま れている最低車両数を下回らない台数までとする。)や営業方法の制限を柔軟に行うことができ の区分や個人事業者のカテゴリーに応じて、一律ではない削減率による減車 (地域毎に設定さ また、特定地域協議会における意思決定の方法、議決結果の公表方法等に係る規約の制定な

保を図るため、道路運送法 (昭和二十六年法律第百八十三号) に基づく地域公共交通会議又は加えて、地域における関係者の負担軽減と協議会の運営の効率化、他の計画との整合性の確 運営協議会、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成十九年法律第五十九号)に基 に基づく協議会の連携を図ることが期待される。 づく協議会等の地域の交通に関する協議会が設置されている場合には、 これらの協議会と本法

特定地域計画

2

## 基本的な考え方

て、運転者の労働条件の改善・向上やタクシー車両による交通問題の解消のための対策につい計画を策定するに当たっては、供給輸送力の削減について定めるとともに、地域の実情に応じ共交通としてのタクシーの機能を果たすことが困難である地域であることに留意し、特定地域ているとともに、違法駐車等により地域における円滑な交通にも支障が生じているなど地域公 定地域は、供給輸送力の削減をしなければ、タクシー事業の収益基盤の悪化やこれに伴うタク画の作成に当たってはそれらに的確に対応した取組を定めることが必要である。とりわけ、特議会において、地域における輸送のニーズやタクシー事業の実情を十分に把握し、特定地域計多様であることから、特定地域計画は地域の実情に応じて作成されるべきであり、特定地域協 である。タクシー事業を巡る状況やタクシーに対するニーズは、それぞれの地域によって多種な方向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるもの特定地域計画は、特定地域における地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的 シー運転者の労働条件の悪化がさらに進行し、結果としてタクシーの安全性・利便性が低下し て定めることが求められる。

の意義及び目標を踏まえ、特定地域計画の作成に当たっては十分に特定地域協議会で協議しないて、地域の判断に委ねられるものであるが、一1及び2のタクシー事業の適正化及び活性化 具体的な内容は、関係法令に違反せず、法及び本方針に定める事項から逸脱しない範囲内にお特定地域計画の作成については、地域の自主性を尊重するものであるから、特定地域計画の ければならない。

のタクシー事業の適正化及び活性化を推進する上で重要な役割を担っていることを十分に自覚特定地域計画に定められた取組の実施主体とされた特定地域協議会の構成員は、各々が地域特定地域計画に定められた事項の実施

## (3) し、責任をもってこれを実行することが重要である。 記載事項に関する留意事項

可能な限り具体的に記載するものとする。 すべき役割、タクシー事業を巡る現状分析及びこれらを踏まえた取組の方向性等について、 形成に資する基本的な方針として、当該地域におけるタクシー の位置付けやタクシー の果た 関係者間で地域のタクシー 事業の適正化及び活性化を推進していくに当たっての共通認識の特定地域計画の作成は、多様な主体が参画する特定地域協議会が行うものであるから、各 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

関と連携した総合交通ネットワークとしての機能の向上や、まちづくり・都市政策等と一体。この際、タクシーの位置付けを定めるに当たっては、鉄道、バス等の他の地域公共交通機 となった機能の向上についても明確化することが望ましい。

おいて適正と考えられる車両数を適切に斟酌することが重要である。 また、タクシー事業を巡る現状分析及び取組の方向性を定めるに当たっては、 当該地域に

## (2) 特定地域計画の目標

標を設定することが望ましい。 からは、①の基本的な方針を踏まえつつ、次の事項を参考にしながら地域の実情に即した目 多種多様であるが、特定地域において生じている問題に対し、適切に対応を図っていく観点 るものとする。地域公共交通としてのタクシーの位置付け、期待される役割は地域によって 当該計画に④の活性化措置を記載する場合にあっては、当該措置の前提となる目標を記載す 特定地域計画の目標には、③の供給輸送力の削減の前提となる目標を記載するとともに、

供給輸送力の削減

タクシー サービスの活性化

ニハロイ 事業経営の活性化、効率化

タクシー 運転者の労働条件の悪化の防止、 改善・

タクシー 事業の構造的要因への対応

朩

交通問題、環境問題、都市問題の改善

ても差し支えない。 なお、具体的な目標の設定に際しては、定性的な目標又は定量的な目標のいずれを設定し

方法並びに当該特定地域内の営業所を有する各一般乗用旅客自動車運送事業者が削減すべき 当該特定地域において削減すべき一般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力及びその実施 般乗用旅客自動車運送事業の供給輸送力及びその実施方法 特定地域計画に定められた具体的な目標に即し、三1に定める事項を参照しながら、当該

域内に営業所を有する各タクシー事業者が削減すべきタクシー事業の供給輸送力及びその実特定地域において削減すべきタクシー事業の供給輸送力及びその実施方法並びに当該特定地

目標を達成するために行う活性化措置及びその実施主体に関する事項

施方法を具体的に記載することとする。

しく、特定地域計画に定められた具体的な目標に即し、措置の概要、実施時期及び実施主体 ⑤までに定める事項を参照しながら、目標の達成に必要な事業を適切に設定することが望ま 資するあらゆる事業について定めることができることとする。この際には、三2⑴の①から 違反せず、法及び本方針に定める事項に逸脱しないものであれば、タクシー事業の活性化に域に存在する問題に的確に対応することが重要であることから、特定地域計画には、法令に を簡潔に記載することとする。 タクシー 事業の活性化を推進するに当たっては、地域の実情に応じて、地域のニーズや地

## (4)その他の留意事項 成立要件

クシー 事業者の車両数の合計が当該特定地域内の車両数の三分の二以上でなければならな 条の二第五項第三号の規定に基づき、特定地域協議会が特定地域計画の作成に合意をしたタ 向性を示し、タクシー事業の適正化及び活性化に向けた地域の総合的な取組を定めるもので あり、その実効性を確保する観点から、本方針に照らし適切なものであるとともに、法第八 特定地域計画は、当該地域の地域公共交通としてのタクシーのあり方に関する基本的な方

別的取扱いをするものでなく、 必要かつ最小限度の範囲を超えないものであるとともに、特定のタクシー事業者に対し、 また、特定地域計画は、当該特定地域のタクシー事業の供給過剰の状況を是正するための 旅客の利益を不当に害するものであってはならない。 差

都市計画等との調和

号) 第二条第四項の基本構想に即したものでなければならない。 地域の交通に関する計画との調和が保たれ、かつ、地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七 十九年法律第五十九号)第五条第一項の地域公共交通総合連携計画その他法律の規定による 法律第百号)第四条第一項の都市計画、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成 法第八条の二第五項第二号の規定に基づき、特定地域計画は、都市計画法 (昭和四十三年